

27年ぶりに新税「国際観光客税」徴収開始



国税としては平成4年に導入された「地価税」以来、27年ぶりとなる「国際観光客税」（出国税）が1月7日よりスタートしました。国際観光客と名前がついてるものの、外国人・日本人に関わらず、日本を経由するだけ等の一定の条件を除いて、出国時に一律1,000円課税されます。つまり、海外出張するビジネスマンに対しても課税されるのです。航空券購入時に税額を上乗して徴収されるので、海外行きの航空券は元々高額であるために些細な金額に気付かない方もいらっしゃるかも知れません。しかし、消費税課税事業者にとって、国際観光客税部分は不課税の取り扱いとなるため、一度購入した航空券の明細をチェックしておくことをおすすめいたします。

住宅ローン控除期間が10年間から3年間延長へ

2019年10月1日から2020年12月31日までの間に、消費税率10%が適用される住宅等を取得して居住の用に供した場合の住宅ローン減税の特例が創設されると見込まれています。

① 1年目～10年目

年末の借入残高（4,000万円限度）×1%

② 11年目～13年目

建物の価格×2%÷3

※全て一般住宅で計算しています。



11年目から、建物の取得対価額に消費税増税分である2%を掛けた金額を3年かけて控除します！！

確定申告準備書類等

今年も確定申告の時期がやってきました。書類のご準備等はいかがでしょうか？

必要になる書類は個々様々ですが、共通の控除書類等について下記を参考にいただければと思います。控除書類を紛失した方は、早めにお取り寄せ等の対応をお願いします。

- ・ 社会保険料控除明細
- ・ 住宅借入金控除
- ・ 生命保険料控除
- ・ 医療費明細書、領収書等
- ・ 小規模企業共済等掛金控除
- ・ 給与所得や公的年金等の源泉徴収票
- ・ 地震保険料控除
- ・ 寄付金控除（ふるさと納税等）

※医療費明細等の税務署取り扱いについて

制度改正があり、領収書等については5年間の保管が必要になります。